

# 北小学校区・日進中学校区 見直し説明・意見交換会説明資料

令和3年7月20日／7月24日開催  
日進市教育委員会

## 1 学区見直し案の提案に至る経緯

日進市教育委員会では、将来の人口推計などを踏まえ、増加傾向にある市内小中学校の児童生徒数に対応するため、日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「適正規模等検討委員会」という。）を設置し、適切な教育環境となるよう、各学校の適正規模及び適正配置について審議してまいりました。

その結果、北小学校では今後児童数が緩やかに増加していく見込みであり、教室数に余裕がない状況が続くこと、また、進学先の日進中学校は今後も大規模校の状態が続き、生徒数の増加により教室数が不足する見込みであること、一方で、隣接する竹の山小学校・日進北中学校及び香久山小学校・日進西中学校には教室数に余裕があること、北小学校区では今後大きな宅地開発の計画が予定されておらず、大幅な児童生徒数の増加が見込まれていないことから、分離新設校の建設や校舎の増築による対応ではなく、北小学校区・日進中学校区の学区の見直しにより適正化を図ることが妥当であると判断しました。

学区見直しの具体的な内容については、学区検討部会を設置し、学区の変更の範囲、時期、条件などについて様々な視点から検討してまいりました。

昨年の9月から、学区検討部会を4回開催し、学校の関係者、保護者の代表、地域の代表の方の意見を伺いながら、調査・検討を重ねてまいりました。

## 2 日進市学区検討部会の開催状況

第1回 令和2年9月28日開催

適正規模等検討委員会における審議の結果について  
学区検討部会での今後の検討課題について

第2回 令和2年10月19日

第3回 令和2年12月10日

学区見直し（案）の検討

見直し案の提案、学区変更による影響及び今後の課題並びに学区の変更の時期及び経過措置などについて

・・・国や愛知県から35人学級への方針が示された・・・

第4回 令和3年2月18日

学区見直し（案）の再検討と調査結果のまとめ

見直し案の課題を検証し、見直し案を再検討

こうした学区検討部会での検討を経て、教育委員会は適正規模等検討委員会から学区の変更による学校規模の適正化についての提言を受けました。

### 3 学区見直しの基本的な考え方

次の観点を基本的な考え方として、学区見直し案を検討してまいりました。

- (1) 将来の児童生徒数・学級数の推計から北小学校及び日進中学校の教室数が将来的に不足する見込みであることから、教室数に余裕のある竹の山小学校（日進北中学校）及び香久山小学校（日進西中学校・日進北中学校）に隣接する地域で学区見直しを検討する。

※中学校の変更先としては、竹の山小学校の進学先は日進北中学校、香久山小学校の進学先は日進西中学校及び日進北中学校であることを考慮して検討

- (2) 受け入れ校である日進北中学校及び日進西中学校の教室数の余裕に限りがあること、また、日進西中学校が現在においても大規模校であり将来的に生徒数が増加する見込みであることから、学区見直しの範囲をなるべく小さくする。

- (3) 道路を学区境界とすることが難しい地理的状況であることから、主に字境界やコミュニティ境界※により学区境界を定める。

※コミュニティ境界は主に自治会を想定

- (4) 令和5年度以降に、北小学校及び日進中学校の教室数が不足する見込みであること、また、学区変更に際しては、経過措置についての意向確認や就学時健康診断を変更後の学校で受診するなど学区変更に関わる様々な手続、クラス編成や教員配置などに一定の準備期間を要することから、令和5年度の変更が最短であると考え、変更の時期は令和5年度が適切である。

### 3 学区見直し対象地区について

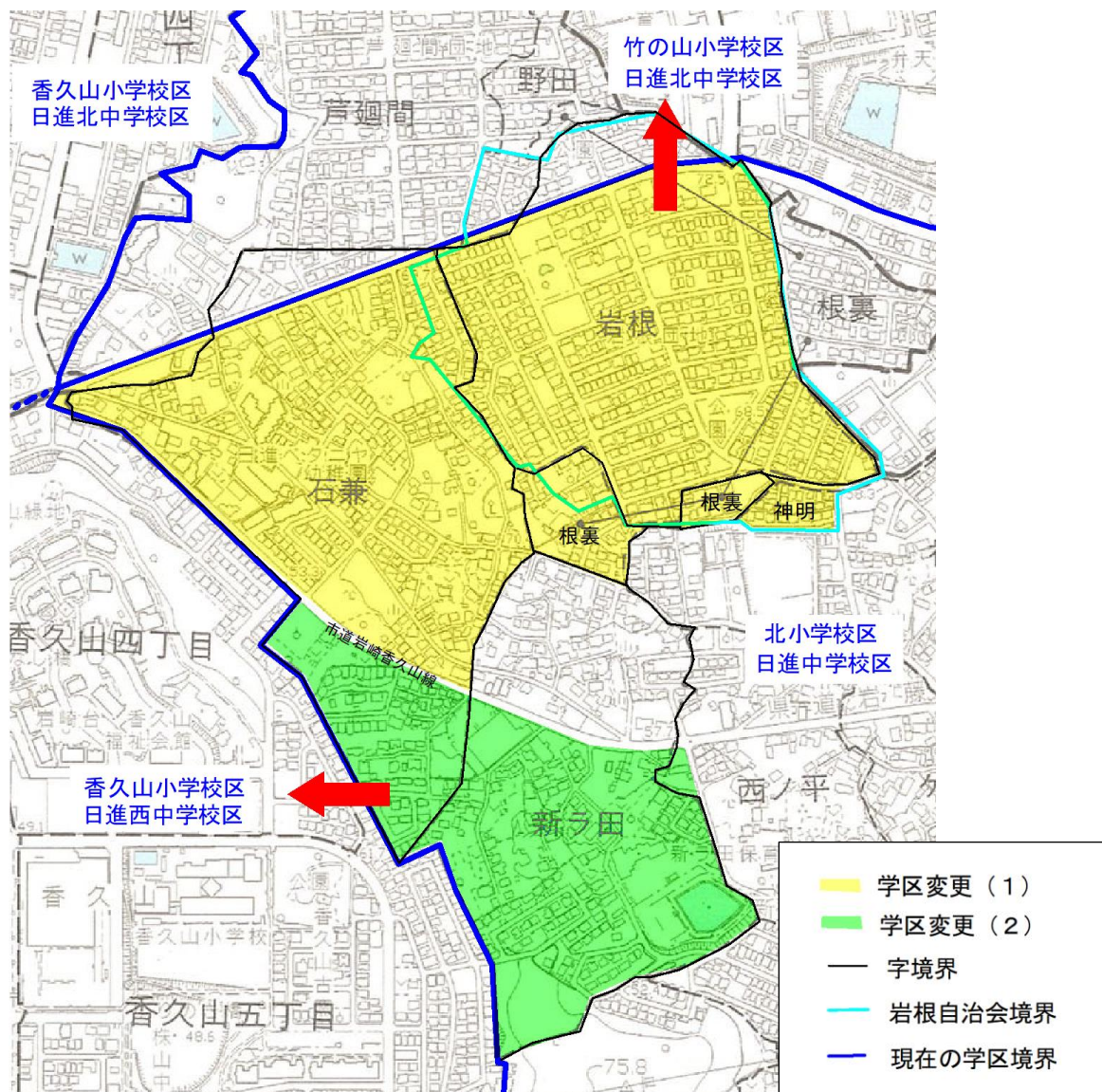
教育委員会が適正規模等検討委員会から提言を受けた学区変更案は、次のとおりです。

(1) 竹の山小学校区・日進北中学校区に変更する地区

岩崎町石兼、芦廻間、岩根、根裏及び神明の一部のうち市道岩崎香久山線以北の地区

(2) 香久山小学校・日進西中学校区に変更する地区

岩崎町石兼及び新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区並びに西ノ平49番地1及び49番地7を加えた地区



#### 4 学区を変更する時期について

学区変更の時期としましては、令和5年度からとするものです。

[理由]

- ・令和5年度に、北小学校及び日進中学校の教室数が不足する見込みである。
- ・経過措置の意向確認や就学时健診受診校の変更などの手続き、教員配置などに一定の準備期間を要するため、令和5年度の変更が最短である。

#### 5 経過措置について

制度上は、学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童は変更先の学校に通学していただくのが原則ですが、過去に実施された経過措置や児童の心情に配慮し、次のような経過措置を考えています。

[小学校]

- ・令和5年度に小学校新5・6年生となる児童は、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。
- ・新5・6年生の兄弟が北小学校に通学する場合に、その弟妹も兄弟と同じ期間、北小学校に通学することができる。

[中学校]

- ・令和5年度に中学校新2・3年生となる生徒は、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

#### 6 学区見直しによる影響について

学区の見直しを行うことで、次のような効果や影響があるものと考えております。

- (1) 学区見直しに関係するそれぞれの小中学校において、学校規模に対して児童及び学級数が適切な規模となり、児童の学習状況の把握やきめ細やかさ、学校行事等の教育活動といった学習面・生徒指導上の問題点、また、学校施設や教材等の整備、教職員の意思疎通や役割分担、クラブ活動や部活動の運営といった学校運営上の問題点の解消が期待される。
- (2) 今回の学区見直しの対象地区は、北小学校への通学距離が長く、継続的に香久山小学校又は竹の山小学校への学区見直し要望が市に寄せられているが、今回の学区見直しで、対象地区の小学校への通学の負担が軽減され、通学の安全性についても改善が期待できる。

(3) 一方で、学区見直しにより地域コミュニティや児童生徒には様々な影響を及ぼすことから、学区を変更する地域を最小限にすると同時に、学区境界を定める際にはコミュニティのまとまりを考慮する必要がある。地域コミュニティには、行政区、自治会、町内会、子ども会など様々なまとまりがあり、それぞれの境界が一致していないため、主に自治会のまとまりを重視して検討した。

また、学区が変わる児童が安心して通えるよう送る側・迎える側それぞれの学校の対応を工夫し、できる限りの不安解消に努める必要がある。

## 7 学区見直しに対して寄せられたご意見と教育委員会の考え方

これまでにいただきましたご意見の中から、共通して関心を寄せられているご意見について、教育委員会の考え方を説明します。

### ご意見 1

Q なぜ4年生以下は経過措置が取られないのか。途中で学区が変わるのは子どもの負担になるため、全ての学年に対して経過措置を取ってはどうか。

A 今回学区を変更する理由は、令和5年度以降に北小学校及び日進中学校の教室数が不足する予測があるためです。

学区を変更することになった際は、対象者全員一緒に学校が変わることが必要ですが、過去の事例では、学区外就学の卒業学年特例の規定を準用して6年生の経過措置を設けている場合があります。

今回の学区検討部会における検討で、「5年生も経過措置の対象に含めることにより、4年生が3年間は変更後の小学校で過ごすことができる」という意見が出たことを考慮して、新しい学校になじむための時間を確保できるという理由から経過措置の対象を拡大して提案しています。

これ以上、経過措置の対象学年を拡大すると、学区変更の趣旨が損なわれること、また、登校の分団が低学年だけになることから児童の安全面についての配慮が行き届かなくなります。従って、5年生以上に限って経過措置を行うものと考えております。

### ご意見 2

Q 令和4年度に入学する児童は、入学時から変更後の小学校に通学することはできないのか。

A 令和5年度から学区見直しを適用するためには、令和4年度には確定された学区での児童数を基に、学級数を見込み、教員の配置をすすめる必要があります。また、経過措置の意向調査の実施、変更後の学校で就学時健診を受診す

る手続の期間など、準備に一定期間を必要とします。

令和4年度入学の方から新しい学校に入学するためには、これらを1年前倒して行う必要がありますが、学区変更はこれから正式決定に向けて準備を進めていくこととなっておりますので、現段階では実施することができません。

また、学区の見直しを行う場合、新1年生だけの分団を形成することを前提とした対応は適切ではないと考えているため、令和4年度に入学する児童のみ前倒しすることはできないと考えております。

### ご意見3

Q 新1年生から順に変更するなど、小学校の途中で学区が変わらないような対応はできないのか。

A 今回の学区見直しは、令和5年度以降に、北小学校・日進中学校の児童生徒数が学校の受け入れ規模を圧迫し、利用可能教室数一杯になることを回避するため、また、児童生徒がより良い学習環境で学校生活を送ることができるようにするため実施するものです。

なるべく落ち着いた環境で学校に通わせてあげたいという保護者の皆様の親心はよくわかりますが、今回の学区の見直しは、学校規模を適正にすることで、学校を変わる児童生徒にとっても、学習環境がより良くなるという側面を持ち合わせておりますので、ご理解をいただければと思います。

学区を変わる児童への配慮については、学区変更後にクラスで少数にならないようにしたり、学区変更前に新しく変わる小学校の見学会、交流会を設けるなど、学校と相談して対応を検討してまいります。

また、新1年生から順に学区を変更すると、学区の変更後の数年間は、登校の分団が低学年だけになることから児童の安全面についての配慮が行き届かなくなります。これらの理由から、新1年生から順に変更することは難しいと考えております。

### ご意見4

Q 石兼・新ラ田の南側が香久山小学校・日進西中学校に変更されることになった経緯を教えてください。

A 学区検討部会での検討過程で、竹の山小学校への通学の安全性や小学校への通学距離を考慮すると、市道岩崎香久山線の南北で通学区域を分け、南側を香久山小学校に変更した方がよいのではないかという検討がなされたことによります。日進中学校から日進西中学校への変更については、小学校ごとに進

学校が決まっており、この地区については、市道を横断しないこと、日進北中学校の教室数に余裕がないことから、日進西中学校を変更先としました。

なお、この地区については今後も人口が増える見込みがあるものの、令和5年度時点では、日進西中学校に学区が変わる生徒の人数が少なく、日進中学校の規模への影響も低いと考えられることから、変更前の中学校への通学希望者には経過措置で対応できるよう検討してまいります。

#### ご意見5

Q P T Aや子ども会の役員を前学区でやった方への配慮はあるのか。

A P T Aや子ども会の役員を引き受けられる際に、一度引き受けた方は何度も引き受けることはない等のルールを決めていることが多いと思います。団体ごとに運用されておりますので、一概には言えませんが、学区の変更に当たり、前の学校での実績を考慮することにご配慮いただけるのではないかと思います。

P T Aにつきましては、学区変更に当たり、前学校での実績に配慮していただくよう、学校に働きかけをしていきます。

#### ご意見6

Q 特別な配慮が必要な児童は、環境の変化に容易に対応できないが、どのような対応を考えているのか。

A 学区の見直しの有無にかかわらず、環境適応が困難など、特別な配慮が必要な児童については、それぞれ個別の事情を伺ったうえで対応しておりますので、入学前の就学相談等を通じて教育委員会にご相談いただき、通学先となる学校も含めて対応を検討させていただきます。